

江戸川法人会だより

税務行政について勧告

行政管理庁が大蔵大臣に

行政管理庁は、このほど直接税を中心とする税務行政監察の結果を大蔵大臣に勧告しました。

これによると、①機構および

行政管理庁によるこの監察は、最近における社会経済情勢の変動が税務行政の分野にも大きな変革をもたらしている現状にかんがみ昨年五月から、大蔵省、国税当局、地方公共団体、商工会議所、法人会等を対象に、所得税、法人税等の直接税の事務を中心に、その組織と運営などを監察したものであります。

この勧告に対して、国税当局では、この勧告はその基調において国税当局の従来からの努力、改善の施策とその方向を同じくするものであるが、勧告の趣旨、内容について、今後十分そしやく検討し

人員配置の適正化②調査の適正合理化③申告納税の指導を今後ともさらに推進すること④不服申立事案の処理体制を整備することなどを勧告しています。

一層改善、合理化に努め、より適正な税務行政のために役立てたいとしています。

以下参考のために、勧告内容のうち②と③の要旨を紹介します。

▽調査の適正合理化について

かぎられた能力で適正な税務の運営を期するために、金融機関、官公庁との連絡を緊密化して資料の収集について協力を得る。

また、税務調査に手数を要し、課税所得の把握が行なわれにくいものについて、現在特調班による調査等の措置が講じられているがさらに充実した調査を実施し、適

正な課税の実現を推進すること。これらのほか、調査対象の選定調査事務の管理等についても、一層配慮の要がある。

▽申告納税の指導について

申告納税制度の確立のため、根幹となる青色申告者の指導育成に一層の努力を払う必要がある。

また小企業者と個人類似法人等の指導については、その重要性にかんがみ、三者協定、日本税務協会の充実、活用等の措置を速かに軌道に乗せ、指導体制を確立することが望ましい。

なお、個人類似法人に対しては調査を通じて記帳、決算上の指導を行なうことについて検討の要がある。

好評裡に試写会

カラススライド「税務署と法人会」

税務署と法人会で共同制作しているカラススライド「税務署と法人会」は、このほど撮影を終り、さる二月一八日、定例常任理事会終了後、試写会が行われました。これは、江戸川税務署の機構、事務運営方針、管内概況と江戸川法人会の組織、事業活動等を扱っ



(写真は松本城天守閣)

浅間は晴れた青空を背景にして、麓まで真つ白になつて聳えておりその真つ白な斜面の上を、月に照らされた噴煙の影が薄黄いろく這つているのが、陽炎の揺曳の如く見えるのも、その下の方のそここに群生している落葉松の梢

が、或る種類の灌木帯の芽立を思はせるように赤つぽく煙つて見えるのも、大気の中には春がすでに動いているからであらう。

野上豊一郎

「北信早春譜」より

申し出下さい。(映写機等の設備も事務局にあります。)

製作スタッフは次の通りです。御多忙のところを製作に尽力されたスタッフ、友情出演下さった関係者の皆様に対し、紙上をお借りして厚くお礼申し上げます。

企画と撮影 野地 実

脚本

菅原邦芳

美術

種村義男

阿部敏衛

ナレーター

池田和男

鹿野幸子

早春二題

出そろった税制改正関係法案

法人税法は全文改正

政府はさきほど昭和四十年年度の税制改正関係の各法案を国会に提出いたしました。このなかには、注目の所得税法と法人税法の全文改正案も含まれています。

以下、法人税法と租税特別措置法の改正案の概要を紹介します。

法人税法の改正案について

企業の内部留保の充実に資するため、中小法人に重点をおいて、三一五億円の減税を行なうとともに、規定の簡素平明化等税制の整備を図るために、法人税法の全文を改正しようというものです。

法人税の減税関係

1 各事業年度の所得に対する留保分の法人税率を次のように引き下げる。

- 年三〇〇万円以下の所得金額 三三% (現行三三%)
 - 年三〇〇万円をこえる所得金額 三七% (現行三八%)
- 公益法人および協同組合等

法人税制の整備合理化関係

2 同族会社の留保所得課税についての控除額を所得金額の二五% (現行二〇%) または一〇〇万円 (現行どおり) のいずれか大きい金額に引き上げる。

基本的には、現行制度を踏襲することとしつつ、制度の整備合理化を図るために次のとおり(注)抜す)改正を行なうものとする

- 1 課税標準および税額の計算に
関し
- (1) 税法上の損益については、従来どおり純資産の増加を来たすものを収益とし、費用は収益に対応させて計算する原則を明らかにする。
- (2) 割賦販売、延払条件付譲渡長期請負工事の収益計上の時期を明らかにする。
- (3) 評価損益は、課税所得の計算上原則として損金又は益金としないこととし、評価損は災害等により著しい損失が生じた場合等に限り認めることとする。

(4) 寄附金については、利益処分により支出した寄附金は課税所得の計算上損金としないことを明らかにするとともに寄附金の意義を新たに定め、資産を低額譲渡した場合の低廉譲渡部分のうち実質的な贈与部分も含まれることを明らかにする。

(5) 青色申告法人について前年の賞与の支給実績を基礎として計算した金額の引当を認める賞与引当金制度を設ける。

(6) 資産整理に伴う役員等からの私財提供益等のうちその法人の繰越欠損金額に達するまでの金額を益金不算入とする制度を設ける。

(7) 所得税額の控除制度については、課された所得税額の全額を法人税額から控除することとする。

2 申告、納付および還付の手續に
関し

- (1) 設立第一期の中間申告(新設合併中間の場合の中間申告を除く)は提出を要しないこととする。

(2) 中間申告(仮決算による中間申告を除く)の中間納付税額が二万五千円以下の場合には、当期の中間申告およびこれに基づく納税は要しないこととする。

(3) 所得税額等、中間納付額および清算中の予納額等の還付については、還付金額を確定申告書等に記載すれば還付請求書による請求手續は要しないこととする。

措置法の改正案について

税制改正の一環として、租税特別措置法の一部を次のとおり改正しようというものです。(以下はその抜すい)

1 利子所得(証券投資信託の収益の分配金を含む)の分離課税の特例について、その税率を一〇% (現行五%) に引き上げてなお二年間特例を延長するとともに少額貯蓄の非課税限度を元本一〇〇万円 (現行五〇万円) に引き上げる。

2 配当所得に対する源泉徴収税率の特例について、その税率を一〇% (現行五%) に引き上げなお、二年間特例を延長する。株式配当金については、二年

(4) 欠損金の繰戻しによる還付について還付金額の計算方法を簡素化する。

3 新規重要財産免税、違約損失補償準備金、湯水準備金および異常危険準備金の各制度については、租税特別措置法において規定することとする。

間にかぎり次の措置を講ずる。

- (1) 一銘柄について年五万円までは、確定申告を要しない。
- (2) 一五%の税率による源泉選択制度を創設する。ただし、総株式数の五%以上の株式をもっている株主のその株式にかかる配当、または一銘柄につき年五〇万円以上の配当についてはこれを適用しない。

4 技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、新たに対外支払手段を対価とする建設請負、修理加工、映画上映権の譲渡等による収入を加える。

法令用語の知識

日常用語として、何の気なしに使っていることも、法令用語として使われる場合には、厳格な意味あいをもつて使い分けられます。

御参考のために、本号以下数回に分けて紹介します。

「及び」と「並びに」

どちらも、AもBというようなことを示す併合的接続詞です。

普通の場合に使われるのは「及び」です。しかし、併合的接続が二段階になる場合、たとえば、ま

ずAとBをつなぎ、それからこのグループとCをつなぐ場合には、小さい方の接続に「及び」を使います。「A及びB並びにC」と書きます。

接続の段階が三以上になる場合は、一番下の接続だけに「及び」を使い、その上の接続は、いくつあつても「並びに」を使うのが通例となっています。

「以下」と「未満」

「以上」と「こえる」

一定の数量を基準として、その基準を含んで、それより多いとい

う場合は「以上」を、基準数量を含まずにそれより多いという場合には「こえる」又は「超過」を使います。

一定の数量を基準として、その基準数量を含んでそれより少ないという場合には「以下」を、その基準数量を含まずに、それより少ないという場合には、「未満」又は「満たない」を使います。

「三万円以上」……三万円を含む
「三万円をこえる」……

……三万円は含まれない。
「三万円未満」……

……三万円は含まれない。

随想 キセル 種村義男

個人の消費で予定した支出がなかつたとき、またはしなかつたとき「もうけた」「もうかつた」という。作為のない偶発的なものはさておき、計画的作為的なものに汽車電車のキセル乗車などがある。

昨年の夏山シーズンに、長野鉄道管理局管内の松本駅その他主要駅で登山者専門の特別検札を行なつたところが、定期券と十円区間の乗車券による「キセル

税金はすこしでも少い方がよ

「ル」乗車などの不正乗車が続々ばれて、総額五千余万円の追徴金を徴収したという。

汽車賃と税金とは性質が異なるが、アルビニストすら汽車賃をごまかそうとする青少年の心理が習性化拡大して、公徳心の欠如や国や地方公共団体に對する義務(税の根拠)感のそう失に結集するようになると大変である。

税金はすこしでも少い方がよい。税金はすこしでも少い方がよい。税金はすこしでも少い方がよい。

(筆者は法人税課長)

受取書の印紙税



営業に関して発行する三、〇〇円以上の受取書は、印紙の貼付が必要ですが、次のような場合にも受取書とみなされますから、御注意下さい。

1 売買仕切書等に「相済」「完了」などの文句を使用している場合でもお互に受取の意味で了解している場合は、「受取書」として課税されます。

2 納品書に受取つたことを書いた場合でも受取書となります。

3 朱書された納品書等は返品された品物を受取つたことを証明するものですから、受取書として課税されます。

4 同じ内容の受取書を数枚作つた場合は、それぞれ別個の受取書を作つたものとしてすべて課税されます。

5 はじめに仮受取書を出してあとで正式の受取書と引換える場

合、両方とも受取書として課税されます。

預り証と借用証

〔問〕建築資金を預かつた際に預り証を相手方に交付しますが、その時の印紙税額はいくらで、税法上どういう名称で課税されますか。また、金銭の借用証は課税されますか。

〔答〕建築資金預り証はただ預かつたことのみを記載しておけば印紙税法第四条第一項第三号「寄託に関する証書」として、記載金高に關係なく一〇円です。

また借用証は「消費貸借に関する証書」で印紙税法第四条第一項第二号証書となり、次の図のように金高に應じた収入印紙の貼付を必要とします。

金高が記載してないもの	20円
記載金高3千円未満のもの	非課税
3万円以下のもの	20円
10万	60円
50万	200円
100万	300円
500万	1,000円
1,000万	2,000円
5,000万	5,000円
5,000万円をこえるもの	10,000円

税金相談室

役員に支給する

超過勤務手当の取扱

【問】当社では役員に対して月俸のほか、超過勤務手当を支給していますが、この超過勤務手当は賞与になりますか (平井M社)

【答】役員に対して月俸、年俸等の固定給のほか歩合給もしくは能率給または超過勤務手当(使用人兼務役員に対する超過勤務にかぎる)を支給している場合には、他の使用人に対しても歩合給もしくは能率給または超過勤務手当の制度を採用しており、かつその支給基準と同一の基準により支給するものであるときに限り、これらの

無償で取得した借地権

【問】当社では、親会社の土地の上に無償で建物を建築しましたがこの場合、借地権等として資産に計上しないと課税されますか。

【答】御質問のように、借地権等は無償または不当に低い価格で取

給与は賞与としないで報酬として取り扱うことになっております。

使用人兼務役員の賞与

【問】使用人兼務役員に対して、役員賞与のほか使用人分賞与を支給していますが、この使用人分賞与は損金に算入されますか。

【答】いわゆる使用人兼務役員に対して使用人としての職務に対する賞与を使用人に対する賞与の支給時期に支給した場合において、これを損金として経理したときはその賞与の額のうち、その法人の他の使用人に対する賞与の支給状況等に照らしその職務に対する賞与として相当であると認められる

得したため、その借地権の時価との差額について贈与を受けたと認められるにもかかわらず、借地権等として資産に計上していない場合にはその取得したと認められる借地権を資産に計上したのち評価減したものと否認をされることとなりますから、その贈与を受けたと認められる借地権等の対価

金額は損金に算入されます。

その賞与を使用人に対する賞与の支給時期に支給しないで未払金として経理し、利益処分による役員賞与の支払時期に支払つたような場合には、その賞与は損金に算入されないこととなります。

役員の出張旅費の取扱

【問】当社の取締役は海外の市場視察のため出張しますが、この出張旅費等を損金に計上した場合には認められますか (小岩I社)

【答】会社の役員が、その会社の事業に関連する会議への出席、市場視察等の目的で海外に出張するためその出張に要する金額を会社が負担した場合には、その費途が明らかであるものに限り損金に算入されますが、その旅行目的が会社の事業に関係のないものは損金に算入されないことになっており

相当額を相手方に支払うこととして、借地権等を資産に計上するとともに、これを未払金に計上すれば認められることとなります。

非課税所得関係

【問】当社の社員が給料支給定日前に死亡しましたので、その日の給料は遺族に支給しますが、この

ます。

なお、この場合の損金に算入される旅費、宿泊料の額は、その会社の定めた旅費規程等に基づいて支給される金額又はその定めがない場合でもその額が妥当であると認められる金額に限られます。

役員の遺族に支給する

弔慰金の取扱

【問】死亡退職した役員の遺族に弔慰金を支給しましたが退職給与金として取り扱われますか。

【答】死亡した役員の遺族に対して葬祭料又は弔慰金を支給した場合には、その葬祭料又は弔慰金の額のうち適正な金額は退職給与金として取り扱わないで、福利厚生費等として経理することができま

場合の給料に対しても所得税を源泉徴収すべきでしょうか。

【答】給料支給定日前に死亡したため、その者に支給すべきであった給料をその遺族等に支給する場合、退職手当金の場合と同様に課税しないことになっております。(回答は六問とも編集部)



あ と が き

▽三月三日は雛祭。ある朝、通勤電車で隣にいた女学生達が、内裏様(お姫様)は、飾り段に向つて右側か左側か議論をしていた。しばらくして、そのうちの一人が曰く。「○○デパートでは左側だつたわよ。」どうやらこれで結論はでたらしく、別の話題に転じていった。とんだ恥をさらした○○デパートには勿論、分別力を有しないこれら女学生の将来の雇用主にしみじみ同情を覚えた。

▽編集室のお向いの税務署では、確定申告の納税相談たけなわ。申告納税制度本来の姿からほど遠い、納税相談風景もそろそろ反省期にきたのではないだろうか。

編集兼発行責任者

江戸川 法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番